

○山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則

(令和2年3月31日 山梨県規則第26号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第7条第2項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(閲覧の承認等)

第3条 条例第11条第1項の規定による閲覧の承認を受けようとする者は、文学資料等閲覧承認申請書(第2号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けた者は、文学資料等を所定の場所で閲覧しなければならない。

(撮影の承認)

第4条 条例第11条第2項の規定による撮影の承認を受けようとする者は、文学資料等撮影承認申請書(第3号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 館長は、前項の規定により文学資料等の撮影を承認したときは、当該申請者に対し、文学資料等撮影承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(観覧料等の還付)

第5条 条例第13条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことができない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき 全額
- 二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき 2分の1に相当する額
- 2 前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書(第5号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(観覧料等の免除)

第6条 条例第14条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額
- 二 65歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）するとき 条例別表第1に定める額の全額
- 三 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額
- 四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 五 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 六 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第1第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに

係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

十 その他館長が特別の理由があると認めるとき
観覧料等のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号又は第十号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料等免除申請書（第6号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書（第7号様式）を交付するものとする。

4 第1項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

（館長への委任）

第7条 知事は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一 条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

二 条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

三 条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

第2号様式(第3条関係)

		受付番号	第	号
文学資料等閲覧承認申請書 年 月 日 山梨県立文学館長 殿 申請者 氏 名 印 次のとおり文学資料等の閲覧を承認されるよう申請します。				
資 料 請 求 番 号	文 学 資 料 等 の 名 称	承 認 欄		

- 注 1 文学資料等は、閲覧室及び研究室以外では閲覧できません。
- 2 閲覧できない文学資料等もあります。
- 3 文学資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

第3号様式(第4条関係)

		受付番号		第		号	
文学資料等撮影承認申請書							
年 月 日							
山梨県立文学館長 殿							
申請者 住 所							
氏 名 印 (電話)							
次のとおり文学資料等の撮影の承認をされるよう申請します。							
目 的							
作者・人名		図 書 名 ・ 資 料 名		撮 影 箇 所		区 分	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで					
区 分	モノクローム	学 術 研 究	点	料 金	円		
		出 版 等	点		円		
	カラー	学 術 研 究	点		円	合計 円	
		出 版 等	点		円		

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 3 文学資料等の館外持ち出しはできません。
- 4 寄託された文学資料等又は著作権のある文学資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

第4号様式(第4条関係)

		承認番号		第		号	
文 学 資 料 等 撮 影 承 認 書 殿 年 月 日 山梨県立文学館長 印 次のとおり文学資料等の撮影を承認します。							
目 的							
作者・人名		図 書 名 ・ 資 料 名		撮 影 箇 所		区 分	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
						モノクロ カラー 学術研究 出版等	
日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで					
区	モノクローム	学 術 研 究	点	備 考			
		出 版 等	点				
分	カ ラ ー	学 術 研 究	点				
		出 版 等	点				

- 注 1 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 2 文学資料等を撮影するときは、この承認書を係員に提示し指示を受けてください。
- 3 申請目的以外に利用できません。
- 4 刊行物等に掲載等するときは、「山梨県立文学館」の所蔵資料であることを明示し、併せて当該刊行物等を山梨県立文学館に納入していただきます。

		受付番号	第	号
--	--	------	---	---

観覧料等還付申請書

年 月 日

山梨県立文学館長 殿

申請者 住 所

氏 名
(電話)

印

次のとおり観覧料等を還付されるよう申請します。

申請の理由及び 利 用 内 容	
承認番号	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	
責任者氏名	
既 納 付 金 額	
還付を受けようと す る 金 額	

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 この申請書には、観覧券又は承認書を添付してください。

		受付番号	第	号
観覧料等免除申請書 年 月 日 山梨県立文学館長 殿 申請者 住 所 氏 名 印 (電話) 観覧料 次のとおり利用料の免除を承認されるよう申請します。 使用料				
申請の理由及び利用内容				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
人 員				
責任者氏名				

注 太枠線内のみ記入してください。

第7号様式(第6条関係)

		承認番号	第	号
観覧料等免除承認書 年 月 日 殿 山梨県立文学館長 印 次のとおり 観覧料 利用料 使用料 の免除を承認します。				
承認の内容				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
人 員				
責任者氏名				
免除金額	円			
注 意 事 項				